

令和6年度尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務委託仕様書

1 件名

尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務

(1) 委託業務内容

ア ニ崎市立あまよう特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、スクールバス等による送迎時等において、看護行為が必要な児童生徒に対する医師の看護指示書に基づく看護行為

(令和5年度実績) 40人

(令和6年度予定) 41人

イ スクールバス等降車後は、校内並びに泊を伴わない校外行事等において、看護行為が必要な児童生徒に対する医師の看護指示書に基づく看護行為

(令和5年度実績) 40人

(令和6年度予定) 41人

ウ ニ崎市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する幼児児童生徒のうち、医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対する医師の看護指示書に基づく看護行為

(令和6年度予定) 医療的ケア対象幼児児童生徒 1人

(2) 委託業務内訳

ア あまよう特別支援学校における看護業務

看護師配置	(校内勤務)
	・看護師配置 8時間×131日+7時間×33日+6時間×21日+5時間×20日 =1,505時間
	・時間外手当
	・主治医との面談 2時間×6名分(必要な児童生徒のみ)
	(校外行事勤務)
	・看護師配置 8時間×1名×15回 4時間×1名×15回
社会保険料	・健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等
健康診断料	・定期職員健康診断 看護師人数
校外活動費	・小・中学部、高等部 各1回分 (令和5年度実績) 尼崎城 ラウンドワン
消耗品購入費	
交通費	

イ 市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における看護業務

看護師配置	(対象校) ・ 尼崎市立中学校
	(校内業務) ・ 看護師配置 2時間×1名×183日(給食時の胃ろう)
社会保険料	・ 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等
健康診断料	・ 定期職員健康診断 看護師人数分
交通費	

(3) 実施する看護行為

ア あまよう特別支援学校における看護業務

学校生活を送る上で、必要な看護行為及び看護行為に伴う物品の準備片づけと管理
(令和5年度実績)

与薬、喀痰吸引、導尿、経管栄養(胃ろう、経鼻による注入およびチューブ等必要物品の消毒等の管理)、気管切開部の管理、てんかん発作等痙攣時の座薬挿肛、発熱時の座薬挿肛、酸素療法、呼吸困難時の酸素投与、摘便、点眼、眼軟膏、薬液吸入、無呼吸発作時アンビューバッグ使用、人工呼吸器の管理等、主治医による看護指示書に記載の医療行為

イ 市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における看護業務

学校生活を送る上で、必要な看護行為及び看護行為に伴う物品の準備片づけと管理
(令和5年度実績)

給食時の胃ろう

(4) 業務日及び時間

ア あまよう特別支援学校における看護業務

- ・ 学校登校日(年間205日程度)
長期休業期間中、土曜日・日曜日・祝日の学校行事等も含む。
- ・ 原則として、午前8時40分から午後3時30分まで(児童生徒の在校時間中)
- ・ 登下校時にスクールバスに乗車する。(乗車時間と乗車バス等は校長と協議し決定する)
(令和5年度実績)

登校時のバス発車時刻：午前7時30分

- ・ 泊を伴わない校外行事、レントゲン検診等にはスクールバス等に乗車する。(乗車時間と乗車バス等は校長と協議し決定する)

イ 市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における看護業務

- ・ 給食喫食日(年間183日)
- ・ 原則として、給食時間の前後2時間(給食時間を含む)

(5) その他

- ・ 業務の実施に必要な器材等に係る費用は、委託料に含める。
- ・ 緊急事態発生時においては、校園長等の判断に従う。
- ・ 看護師の配置日、時間等の変更調整については、学校管理職と看護部長(看護部内の責任者)とで協議の上決定し、特別支援教育担当課長に報告する。

- ・ 水泳指導の授業や行事・式典等においては、児童生徒への即時対応を可能にするため、プールサイドや体育館等への人員配置を行う。
- ・ 看護部長（または看護師）は、月1回の校内医療的ケア検討委員会に出席し情報共有をする。
- ・ 看護部長は、年3回程度（入学選考会を含む）、学校、委託先病院、尼崎市教育委員会学校教育部特別支援教育担当課長による連絡・協議の場に可能な限り出席する。
- ・ 看護部長は、年3回程度、尼崎市特別支援教育検討会議の場に可能な限り出席する。
- ・ 緊急な対応及び業務に関するその他の事項については、尼崎市教育委員会学校教育部特別支援教育担当課長と協議する。
- ・ 派遣看護師の医療に関する業務遂行に必要な知識や技術の向上を目的とした研修会等を必要に応じて適宜行う。
- ・ 業務を実施する上で適正な業務責任者を配置する。

(6) 看護行為実施報告書等の提出及び提出時期

ア 派遣看護師名簿（新規派遣看護師については履歴書・看護師免許の写し）

- 年度当初の看護行為を行う前日までに提出する
- 変更がある場合は、速やかに最新のものを提出する

イ 看護行為実施報告書（成果報告書）

- 月末締めとし翌月5日までに書面にて報告する

ウ 請求書

- 看護行為実施報告書提出後、毎月速やかに提出する

4 支払条件

業務実施後、適法な請求を受けた日から30日以内に年12回均等分割払（1円未満の端数が生じたときはその端数を第1回目支払い分に合算する）

5 連絡先

尼崎市教育委員会事務局

学校教育部 特別支援教育担当

住所：尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

TEL：06-6423-2553 FAX：06-4950-5658

以 上